

第5章 水資源に関する連携の取組み

1 水問題に関する関係省庁連絡会

我が国の水資源の確保、世界の水危機解決への貢献等、国内外の水に関する問題に関し、関係省庁が情報交換、意見交換を行い、連携を図ることを目的に設置している。

経 緯：平成21年1月28日設立

議 長：内閣官房内閣審議官、国土交通省水管理・国土保全局水資源部長

構成府省庁：14府省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

2 渇水対策関係省庁会議

渇水に際し、関係行政機関等相互の密接な連携と協力のもとに各般の施策の連絡調整及び推進を図るため、渇水対策関係省庁会議を設置している。

経 緯：平成17年7月11日関係省庁申し合わせにて渇水対策関係省庁会議設置要綱の策定

議 長：内閣官房副長官補

構成省庁：11省庁

内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、環境省、防衛省

3 水源地域対策連絡協議会

水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）の趣旨に則り、ダムの建設により影響を受ける地域について、当該地域の実情に応じ、生活環境、産業基盤等の整備等の水源地域対策の適正かつ円滑な推進を図るため、水源地域対策連絡協議会を設置している。

経 緯：昭和49年10月設置

構成省庁：10省庁

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省

4 地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議

濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部地域の地盤沈下防止等対策については、地盤沈下防止等対策要綱を策定し、総合的な対策を推進してきたところであり、要綱に関する関係府省の考え方と取組みについて情報交換及び意見交換を行うとともに、今後、施策相互の連携・協力の推進を図るため、地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議を設置している。

経 緯：平成17年3月30日関係府省申し合わせにて地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議設置要綱の策定

構成府省：8府省

内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省